

「届書作成・電子申請ソフトウェアの新規構築に係る設計・開発業務、アプリケーションプログラム保守業務及び運用管理業務」 調達仕様書等に対する質問及び回答

令和8年9月24日

日本年金機構

標記について、以下のような御質問をいただきました。お寄せいただいた御質問と、それに対する回答は次のとおりです。

基幹システム開発部 お客様システム開発グループ

項番	仕様書の該当箇所			質問	回答
	資料	頁	章番号等		
1	入札説明書	P13	別添1(1)エ	第三者委託(再委託)を予定している場合は、一般競争入札に参加する社の必要な提出書類として「様式2-2:第三者請負申請予定届」を電子入札システムにて提出すると認識しています。 調達仕様書「別紙8 実施計画書(案) 別添5 再委託等に係る承認申請書」及び調達仕様書「別紙9 再委託等に関する申告書」は提案書とともに提出する必要がありますでしょうか。それとも受託が確定した後で提出するものでしょうか。	ご認識のとおり、「様式2-2:第三者請負申請予定届」は電子入札システムにてご提出ください。 調達仕様書「別紙8 実施計画書(案) 別添5 再委託等に係る承認申請書」は、再委託の審査に時間を要するため提案書と同時にご提出ください。 調達仕様書「別紙9 再委託等に関する申告書」は受託が確定した後にご提出ください。
2	調達仕様書	P8 P43	4.1.1 設計・開発に係る作業の内容 5.5 作業の管理に関する要領	プロジェクト実施計画書の記載について、P.8には、コミュニケーション管理等の管理に関する記載は「開発管理標準・開発標準」へ記載することとなっているが、P.43にはコミュニケーション管理等の対策は「プロジェクト実施計画書に基づき」と記載されている。コミュニケーション管理等は「プロジェクト実施計画書」に記載するという事で問題ないか確認したい。	「開発管理標準・開発標準」は、新規構築するシステムの開発及びプロジェクト管理にかかる標準として定めるものです。 一方、「プロジェクト実施計画書」は、本調達案件の設計・開発業務における作業管理について、「開発管理標準・開発標準」に従ったうえで記載するものです。 具体例としては、「開発管理標準・開発標準」に会議体の定義を記載し、「プロジェクト実施計画書」には、会議の実施時期等を詳細化して記載します。 以上から、「開発管理標準・開発標準」及び「プロジェクト実施計画書」のどちらにも作業管理に関する記述が必要です。
3	調達仕様書	P21	4.1.5 作業における留意事項(4)	「生成AIの活用に係るプロンプト、スクリプト及び手順書等(実装知識及びコンテキスト)をドキュメントとして納品すること」の記載について、納品するスクリプトとは、設計書のレビュー観点を記載したプロンプトなど、品質や効率を上げるために定期的に利用したスクリプトの理解で認識相違ございませんでしょうか。	定期的か否かではなく、本調達において生成AIを活用して成果物等を作成した場合に、生成AIの活用に係るプロンプト、スクリプト及び手順書等(実装知識及びコンテキスト)をドキュメントとして納品してください。
4	調達仕様書	P33	4.2.3ソフトウェアライセンスの納入	利用するソフトウェアによっては使用許諾が必要となる場合がございます。その場合、機構様のお名前を使用させて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ソフトウェア購入時の名義は「日本年金機構」としてください。
5	調達仕様書	P38	5.3.1 要員構成・必要な技能	「表5-3-1要員構成」の「必要な技能」に記載のある資格要件について、要員が資格を保有していることを示す証明書類の提出要否については明示されていないように見受けられます。 別添2_別紙2総合評価基準表の項番7の評価項目として、「機構が受託企業や要員に対して要求する公的資格について、保有すること。」と記載がありますが、提案書に添付して証明書類を提出する理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	調達仕様書	P39	表5.3.1-1 要員構成	プロジェクト統括管理責任者の必要な技能に「情報処理の促進に関する法律(昭和45年5月22日法律第90号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者の資格を有すること」とありますが、「特種情報処理技術者試験の合格者」も対象としてよろしいでしょうか。 (参照)独立行政法人情報処理推進機構 ・試験制度の変遷	情報処理の促進に関する法律(昭和45年5月22日法律第90号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、プロジェクトマネージャ試験の合格者は平成6年以降のプロジェクトマネージャ試験の合格者を指しており、昭和46年に開始された「特種情報処理技術者試験」は含めません。

項番	仕様書の該当箇所			質問	回答
	資料	頁	章番号等		
7	調達仕様書	P40	5.3.1 要員構成・必要な技能 項番3「設計・開発業務管理者」	必要な技能に「利用するクラウドサービスについて、当該クラウドサービスプロバイダが認定している上級資格を保有していること」との記載があります。AWSを利用する場合、AWS Certified Solutions Architect – Professional等のProfessional認定に加え、AWS Certified Security – Specialty等のSpecialty認定についても「上級資格」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	Specialty認定は、上級資格に含まれません。上級資格者と記載している観点としては、システム設計やアーキテクチャに係るものであるため、例えばAWS の場合「AWS Certified Solutions Architect – Professional」となります。
8	調達仕様書	P57	8.入札参加資格に関する事項	調達仕様書の「8.入札参加資格に関する事項」に「機構が緊急招集した場合に2時間以内に参集できることを証明する書面を入札前に提出すること(様式任意)」との記載があります。これは入札説明書「様式2-1: 履行証明書」の別添資料と併せて提出すればよろしいでしょうか。	「機構が緊急招集した場合に2時間以内に参集できることを証明する書面を入札前に提出すること(様式任意)」は、提案書と合わせて基幹システム開発部へご提出ください。
9	調達仕様書	P57	8.1.1 公的な資格や認証等の取得(4)	「応札希望者は実施計画書(案)を提出すること。なお、提出期限については、機構から別途提示する。」と記載があります。実施計画書案の提出期限、提出方法についてご教示いただけますようお願いします。	「調達仕様書 別紙8 実施計画書案」は、提案書と合わせて基幹システム開発部へご提出ください。
10	調達仕様書	—	別紙11 応札者実績 別添2 別紙2 総合評価基準表	応札者実績の様式や総合評価基準表の項番9「クラウド構築実策の豊富さ」に記載のある、保有実績のプロジェクト規模、工数、利用拠点について、顧客との秘密保持の観点から規模等の情報を開示できない可能性があります。提案書や応札者実績には具体的な数値による記載が必須でしょうか。弊社としては「00以上」など概数による記載を許容いただきたいと思いますと考えております。	保有実績のプロジェクト規模、工数については、概数による記載でかまいません。
11	調達仕様書	—	別紙11 応札者実績 別紙8 実施計画書(案) 別添-1「業務の受託実績申立書」	本件同様の業務実績を報告する書類が2種類あるが、類似しているため、どちらか一方のみの提出でよい。一方のみでよい場合、どちらを提出すればよいか確認したい。 (1) 調達仕様書 別紙11 応札者実績 過去5年間、現在まで継続して行政機関(府省庁、都道府県若しくは政令指定都市)、民間企業等のクラウドサービスを利用したシステムの設計・開発及び運用保守業務を行った実績があること。 (2) 調達仕様書 別紙8 実施計画書(案) 別添-1 業務の受託実績申立書 過去3年以内に、当該業務又は当該業務の類似業務であって、当該業務と同規模程度又はそれ以上の規模の業務の委託を受け完了させた実績を記載する。	「別紙11 応札者実績」は、調達仕様書「8.1.2 受託実績」を満たしているか確認するため、提案書の必須項目となっておりますので、提案書に含めてご提出ください。 「別紙8 実施計画書(案) 別添-1 業務の受託実績申立書」は、履行能力があるかを審査するために必要なため、提案書と合わせてご提出ください。
12	要件定義書	P35	4.10.4 情報セキュリティ対策要件(1)セキュリティ機能の装備⑬暗号化・電子署名	暗号化・電子署名の対策として、「入力フォームに入力されたデータは、送信時にS/MIMEによる暗号化を行うこと。」と記載がありますが、同じ要件内において、「インターネットを経由したシステムの利用に伴う情報の送受信は、TLS1.2以上による暗号化を行うこと。」との記載があります。当該入力情報のセキュリティ対策要件について、以下のどちらの理解でよいかご教示ください。 ・当該要件はS/MIMEの利用を必須とするものである。 ・当該要件は入力情報の機密性確保を目的としたものであり、TLS1.2以上による暗号化通信により入力情報の機密性が確保される場合は、S/MIMEを利用しない実装も許容される。	ご認識のとおりです。 送信時にTLS1.2以上による暗号化ができていのであれば、S/MIMEは必須ではありません。
13	要件定義書 外部インターフェース一覧	—	項番3 申請者認証要求電文	申請者認証要求電文の概要に「①画面から入力された利用者証明用パスワードを使用し、マイナンバーカードから利用者証明用電子証明書を取得する。」との記載がありますが、Webブラウザ単体では本処理を完結することができず、調達仕様書の要件を実現することが困難な状況となっております。そのため、Webブラウザ以外(マイナアプリ等)を使用する前提で実装するというでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 Webブラウザ単体で実現することを必須条件とはしていませんので、「マイナアプリ」等を使用していただくことも可能です。

項番	仕様書の該当箇所			質問	回答
	資料	頁	章番号等		
14	提案書作成要領 評価項目一覧	—	別添2	提案書作成要領は、必須／任意項目という記載であるが、評価項目一覧は基礎点／加算点という記載となっている。提案書はどちらの名称に合わせればよいか確認したい。	提案書は、提案書作成要領に従い「必須/任意」と記載してください。 なお、必須項目は基礎点、任意項目は加算点として技術点を算出します。
15	契約書	P6、8	第19条第3項 第26条第1項 別紙1	設計・開発業務について、検収・ご請求単位は以下のいずれになるか確認したい。月単位での検収可能な場合、「業務実施報告書」を月次・検収いただくことを想定します。 ・工程完了時の一括払い（基本設計完了時・全工程完了時の2回） ・工程内での月単位分割払い（契約書第26条の「月単位」を設計・開発にも適用） ・その他（貴機構が定める方式）	契約書（案）に記載のとおり、「工程完了時の一括払い（基本設計完了時・全工程完了時の2回）」です。 なお、契約書（案）別紙1の工程単位のお支払いについて協議したい場合は、契約の範囲内で別途機構と協議出来るものとします。